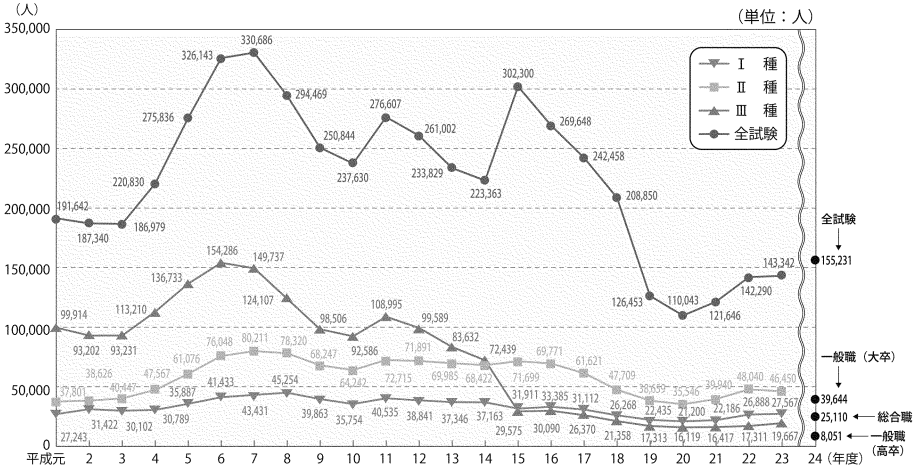
図１－１　国家公務員採用試験申込者数（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種（平成23年度まで）及び総合職・一般職（大卒・高卒））等の推移



イ　試験の種類別の状況

主として各府省に共通する官職（係員）を対象とする総合職試験（院卒者試験）、総合職試験（大卒程度試験）、一般職試験（大卒程度試験）及び一般職試験（高卒者試験）における特徴的な事項は、次のとおりである。

(ｱ)　総合職試験（院卒者試験）

①　春に実施した試験（秋に実施した「法務区分」（司法試験合格者を対象とする区分）以外の試験）の申込者数及び合格者数は表１－２－１のとおりで、申込者数は3,657人、合格者数は356人であり、倍率は10.3倍となった。

また、女性の申込者数は893人で、申込者全体に占めるその割合は24.4%、女性の合格者数は79人で、合格者に占めるその割合は22.2%であった。

②　秋に実施した試験（「法務区分」）の申込者数は95人、合格者数は35人であり、倍率は2.7倍となった。

また、女性の申込者数は18人で、申込者全体に占めるその割合は18.9%、女性の合格者数は６人で、合格者に占めるその割合は17.1%であった。

③　上記①の試験の申込者数及び合格者数について、国、公、私立別の出身大学院をみると、申込者数では国立大学が70.2%、私立大学が25.5%を占め、合格者数では国立大学が76.7%、私立大学が21.9%となっている。

(ｲ)　総合職試験（大卒程度試験）

①　春に実施した試験（「教養区分」（既存の試験区分以外の専攻分野の学生や外国の大学の卒業者など多様な有為の人材確保に資するよう、企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した区分）以外の試験）の申込者数は20,224人、合格者数は1,014人であり倍率は、19.9倍となった。

また、女性の申込者数は6,462人で、申込者全体に占めるその割合は32.0%、女性の合格者数は235人で、合格者に占めるその割合は23.2%であった。

(注)　合格者数1,014人には、得点処理誤りにより本来合格とすべきところを不合格としていた者を平成24年８月３日付けで追加合格とした44人を含む。

②　秋に実施した試験（「教養区分」）の申込者数は1,134人、合格者数は52人であり、倍率は21.8倍となった。

また、女性の申込者数は316人で、申込者全体に占めるその割合は27.9%、女性の合格者数は７人で、合格者に占めるその割合は13.5%であった。

③　上記①の試験の申込者及び合格者を系統別・学歴別にみると、申込者数及び合格者数のいずれも、法文系では大学卒業者等（卒業者、在学者、中退者をいう。以下同じ。）が多数を占めている。これに対し、理工系及び農学系では、大学院修了者等（修士・博士課程修了者、在学者、中退者をいう。以下同じ。）が、申込者数については理工系で24.6%、農学系で17.3%、合格者数については理工系で34.3%、農学系で25.7%となっている。

平成24年度から院卒者試験を新設したが、院卒者試験の受験資格を有する者が、大卒程度試験を受験している実態がみられる。

④　上記①の試験の申込者数及び合格者数について、国、公、私立別の出身大学をみると、申込者数では国立大学が45.7%、私立大学が47.0%を占め、合格者数では国立大学が70.1%、私立大学が26.5%となっている。

(ｳ)　一般職試験（大学卒業程度）

①　申込者数及び合格者数は表１－２－１のとおり申込者数は39,644人、合格者数は2,893人であり、倍率は13.7倍となった。

また、女性の申込者数は12,416人で、申込者全体に占める女性の割合は31.3%、女性の合格者数は793人で、合格者に占めるその割合は27.4%であった。

②　申込者及び合格者を学歴別にみると、大学卒業者等の占める割合は、申込者は83.6%、合格者は80.7%であり、大学院修了者等の占める割合はいずれも10%台となっている。

③　申込者数、合格者数について、国・公・私立別の出身大学（大学院を含む。）をみると、申込者数では私立大学が55.8%、国立大学が34.5%を占め、合格者数では国立大学が51.0%、私立大学40.4%となっている。

(ｴ)　一般職試験（高卒者試験）

①　申込者数及び合格者数は表１－２－１のとおり申込者数は8,051人、合格者数は812人であり、倍率は9.9倍となった。

また、女性の申込者数は3,015人、申込者全体に占める女性の割合は37.4%であり、女性の合格者数は327人、合格者に占めるその割合は40.3%となった。

②　学歴の状況についてみると、全体に占める高等学校卒業者等（卒業者、在学者、中退者をいう。）の割合は、申込者で52.5%、合格者は40.6%であった。

(ｵ)　点字による試験等の実施結果

①　点字による試験は、総合職試験（大卒程度試験）の「法律」区分及び一般職試験（大卒程度試験）の「行政」区分について、実施することとした。

②　点字による試験の実施時間については、従来の試験では一般の解答時間の３分の４倍（1.33倍）に延長していたが、新たな採用試験においては、基礎能力試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）及び政策論文試験の試験時間を一般の解答時間の1.5倍とした。また、一般職試験（大卒程度試験）の一般論文試験についても、他の試験種目と同様、一般の解答時間の1.5倍とした。

③　また、視覚障害の程度によって、総合職試験、一般職試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験、税務職員採用試験及び気象大学校学生採用試験については、拡大文字による試験、解答時間の延長等の措置を講じることとした。

④　平成24年度においては点字試験の申込者はなく、拡大文字試験及び試験時間延長措置による試験の申込者は、総合職試験（大卒程度試験）で１人、一般職試験（大卒程度試験）で１人であった。

なお、平成24年度の試験では合格者はいなかった。

(ｶ)　試験地

一般職試験（高卒者試験）の第１次試験地「釧路市」、「八戸市」、「七尾市」については、申込者数が少ないことから、代替試験地への利便性等を勘案した上で廃止した。